

2017年度

(平成29年度)

社会福祉法人泉会

事業計画書



2017年度

法人本部

事業計画

私達は、信頼と希望と愛の輪で社会をつなぎます。

1 法人本部

『今年度の聖句』

主は人の一步一步を定め
御旨にかなう道を備えてくださる。
人は倒れても、打ち捨てられるのではない。
主がその手をとらえていてくださる。

(詩編37編23-24節)

地域共生社会の実現に向けて

2016年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定し、「地域共生社会」実現が掲げられました。国は、子ども・障がい者・高齢者など地域のすべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに作りあげ、高め合うことができる社会をめざしています。

これまでの社会福祉の流れを振り返ると3つの転換期があります。まず、民間による救済、慈善事業が福祉の中心だった時代。次に、国によって福祉制度が整備され福祉の内容も大きく転換し、福祉六法などが整備された措置型福祉の時代。そして、社会福祉基礎構造改革以降の福祉の普遍化・一般化の現在です。福祉の普遍化・一般化の基準となる「普通的生活」は戦後の高度経済成長の中でできあがり、中間層が普通に暮らしていけることを目標に制度を組立ててきました。ところがここ数十年の間でその基準となる暮らしが見えにくくなり維持しにくくなるという状況になりました。医療、介護、障害、保育など制度別の仕組みが行き詰まり、医療と連携した一体化した介護や生活の支援、住まいの確保など地域の再構築が求められ、共生をキーワードに地域を軸に社会福祉を展開しようという動きになりました。

そして、2017年2月7日に厚生労働省は地域共生社会の実現に向けた改革工程を示しました。改革工程の中の地域を基盤とする包括的支援の強化では、介護保険と障害福祉制度に「共生型サービス」を創設し2018年に基準・報酬についての必要な対応を行うこととしています。この制度改革をおこなうために、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として地域社会の実現に向けた改正法案が閣議決定されました。

一方、昨年度から取り組んできた社会福祉法人改革への対応も継続し取り組んで参ります。特に経営組織の統治能力の強化と財務規律の強化は今後の法人運営に大きな影響を与えます。

今年は、第4期3か年計画の1年目です。第3期3か年計画は、障害者総合支援法施行、障害者差別解消法の施行、そして社会福祉法の一部改正に伴う組織改正などの対応を行ないました。第4期3か年計画は、これまでの課題と進捗状況を確認しながら、今後3か年を見据えて計画を策定し、事業所毎の計画から、法人共通版として活用を図ることにしました。この計画は、目指すべき法人の姿を設定し、世田谷エリア・日の出エリアにおいてその実現の取り組みを地域との協同により推進します。そのために達成すべき重点課題を設定し見直しをもって取り組みを進めることにします。

泉会は今後とも社会福祉法人改革など外部環境の変化に的確に対応し、持続可能な社会福祉法人経営を目指してまいります。そのため、本部及び事務局が連携を強化して事業所支援を行ってまいります。

運営体制

理事長 佐分利 正彦

世田谷エリア

統括施設長 保坂 俊晴（業務執行理事、泉の家施設長）

福田 公英（岡本福祉作業ホーム施設長）

日の出エリア

統括施設長 高木 有己（業務執行理事、就労日の出舎施設長）

森 敏彦（日の出舎施設長）

高橋 健輔（相談日の出舎施設長）

事務局長 鈴木 弘士

1 サービスの質の向上

（1）事業所がニーズの高いサービスを提供することなどにより利用者から信頼を得るよう努めます。

（2）人権について理解を深めるとともに虐待のない事業所運営が継続できるよう支援します。

（3）職員研修体制の運用の検証を行います。

2 地域における公益的な取り組み

（1）地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・共働を図り、公益的な取り組みを推進します。

（2）地域自立支援協議会にも積極的に参画し、地域の福祉計画、障害福祉計画の推進に取り組みます。

- 3 利用者や地域と共に歩むための情報発信
 - (1) 経営情報の閲覧・公表をホームページや機関誌等を通し、確実にを行い、透明性の高い法人経営を確立します。
 - (2) 利用者や地域と共に歩むための、様々な情報発信の取り組みを実施します。
- 4 トータルな人財マネジメントの推進
 - (1) 期待する職員像を明示し、その職員像に向けて、職員の成長を促す取り組みを行ないます。
 - (2) 経営理念、期待する職員像に基づき、トータルな人財マネジメントシステムを再構築します。
 - (3) 法人職員間の横の連携の推進をはかります。
- 5 人財の確保に向けた取り組みの強化
 - (1) 要員計画を踏まえて人材募集を進めます。
 - (2) 良質な人材確保にむけ、パンフレットなど採用ツールを用意し、適切な広報媒体等を活用します。
 - (3) 小中高校における福祉教育にも積極的に協力し、福祉の仕事の啓発をはかります。
 - (4) 採用から退職まで職員が一貫して成長できるような魅力ある給与制度、キャリアパス、人事考課制度など人事制度を再構築します。
- 6 法改正による組織の再構築
 - (1) 改正社会福祉法に基づいた理事会・評議員会・監事などの組織統治体制を確立します。
 - (2) 社会的ルールを遵守し、社会に対して十分な説明責任を果たすため、公正かつ適正な経営を可能とする組織統治（ガバナンス）を行います。
 - (3) 事業を積極的に「推進する力を持つ組織づくり」とともに、社会的な責任と使命を果たし得る組織として、経営に対する適切なチェック・牽制機能を持った「自ら改める組織づくり」をめざす取り組みを実践する。